

「流山市開発事業の許可基準等に関する条例施行規則」及び「流山市開発事業整備基準」への委任事項

項目	改正後規定	現行規定
自動車駐車場施設計画台数(条例第20条関係、施行規則別表第10の改正)	市街化区域において、集合住宅の用に供する目的で行う開発事業の自動車駐車場施設計画台数について、グリーンチェーン認定レベル1以上(敷地面積3,000平方メートル以上の場合はレベル2以上)を取得し、景観及び環境に配慮した場合20パーセント緩和する。	用途地域及び敷地面積により50パーセントから100パーセント
緑化の基準(条例第20条関係、施行規則別表第12に注意書き追加)	法定建ぺい率について明確化するため、建築基準法第53条の緩和は含まないとする規定の追加	
公共施設整備基準の路盤支持力(条例第18条関係、整備基準の改正)	路床の設計CBRは3パーセント以上とする。	幅員6メートル未満の場合 $K_{30} \geq 15\text{kg/cm}^3$ 、6メートル以上の場合 $K_{30} \geq 20\text{kg/cm}^3$ の路盤支持力(K値)を満たすよう計画すること。
排水施設整備基準の雨水排水(条例第19条関係、整備基準の改正)	流山市雨水浸透施設設計指針の追加	